

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院  
認証評価評価料に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構が行うファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（以下「評価」という。）の評価料については、この規程の定めるところによる。

(ファッション・ビジネス系専門職大学院が評価を受ける際の評価料)

第2条 ファッション・ビジネス系専門職大学院が評価を受ける際の評価料は、その規模に応じて、以下の各号により計算した合計額とする。ただし、第1号については、消費税を加算するものとする。

- (1) 1研究科あたり 300万円
- (2) 実地調査にかかわる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）

(研究科数の算出)

第3条 研究科数の算出については、以下の各号による。

- (1) 夜間研究科について、同じ種類の昼間研究科を開設している場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する。
- (2) 通信教育を行う研究科について、昼間又は夜間において授業を行う研究科が通信教育を併せ行う場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する。
- (3) 学年進行中の研究科（当該評価年度に開設されるものを含む。）については、それぞれ1研究科として評価料を徴収する。
- (4) 学生募集を停止している研究科及び当該評価年度に募集停止される研究科については、評価料を徴収しない。

(評価料の納入)

第4条 評価を申請した専門職大学院は、評価料（第2条第2号を除く。）を申請年度の翌年度の4月末日までに納入するものとする。

2 評価料の振込手数料は、申請専門職大学院の負担とする。

(評価料の返還)

第5条 公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第6条により、評価を中止する場合は、既に納入した評価料は原則として返還しないものとする。ただし、評価を中止した専門職大学院において自然災害その他特別の事由がある場合は、評価料を返還することができる。

2 前項ただし書の返還する評価料の額は、理事長が決定する。

(追評価を受ける際の評価料)

第6条 追評価を受ける際の評価料（以下「追評価料」という。）は、対象専門職大学院の

追評価の項目及び内容によって、理事長が決定する。なお、追評価料には、消費税を加算するものとする。

(追評価の納入)

第7条 追評価を申請した専門職大学院は、追評価料を申請年度の翌年度の4月末日までに納入するものとする。

2 追評価料の振込手数料は、申請専門職大学院の負担とする。

(追評価料の返還)

第8条 公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院追評価の実施に関する細則第6条により、追評価を中止する場合は、既に納入した追評価料は原則として返還しないものとする。ただし、追評価を中止した専門職大学院において自然災害その他特別の事由がある場合は、追評価料を返還することができる。

2 前項ただし書の返還する追評価料の額は、理事長が決定する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。